

令和6年2月発行「こうほう佐倉」

確定申告 特集号

市民税・県民税申告

☎ 市民税課 484-6115

確定申告 (所得税および復興特別所得税)

市民税・県民税 (住民税) 申告

【申告期間】 2月16日(金)～3月15日(金)

申告書を配布しています

- 確定申告書** ▶ 市役所 1号館 2階ロビー
 ※用紙が無くなり次第、配布を終了します(市では配布していない書類があります)
 ※配布終了後は成田税務署にお問い合わせください(市からは郵送していません)
 ※国税庁ホームページからダウンロード可
- 市民税・県民税申告書** ▶ 市民税課 ▶ 各出張所・派出所・市民サービスセンター (3月15日(金)まで)
 ※昨年12月までに令和5年度の市・県民税申告書を提出されたかたには1月下旬に申告用紙を送付しました
 ※市ホームページからダウンロード可

できるだけご自宅で申告書を作成し、電子申告や郵送での提出にご協力ください。

【申告書の郵送先・問い合わせ】

- 確定申告** 〒286-8501 成田市加良部 1-15 成田税務署
 ☎ 0476-28-5151
- 市民税・県民税申告**
 〒285-8501 佐倉市役所市民税課 ☎ 484-6115
 ※控えの返送を希望されるかたは、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください

確定申告はスマートフォンから電子申告(右記)がおすすめです!



申告が必要なのはどんなひと

確定申告や市民税・県民税申告が必要なかたは、早めに準備し、期限内に申告してください。

確定申告

☎ 成田税務署 0476-28-5151

【申告が必要なかた】

- 1年間(1～12月)の給与収入の金額が2000万円を超えるかた
- 給与を1か所からもらい、給与所得と退職所得以外の各種所得金額の合計が20万円を超えるかた
- 給与を2か所以上からもらい、年末調整をしなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の各種所得金額との合計が20万円を超えるかた
- 月々の給与から源泉徴収されず、所得税が課税されるかた
- 各種所得の合計額から所得控除を差し引いた結果、残額があるかた

【申告が不要なかた】 ※市・県民税申告が必要な場合あり

- 収入が給与所得のみで、勤務先で年末調整が済んでいるかた
- 所得税の課税対象となる所得が無いかた(課税対象外の例:遺族・障害年金、失業保険給付金、育児休業給付金)
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のかた(海外年金を含む場合を除く) ※申告により所得税が還付される場合あり

市民税・県民税申告

☎ 市役所市民税課 484-6115

【申告が必要なかた】

- 令和6年1月1日に市内在住で、次に該当するかた
 - ▶ 給与所得者ではなく、所得税のかからない金額の所得があったかた(営業・農業・不動産所得など)
 - ▶ 給与所得者または公的年金受給者(年金収入400万円以下)で、その他に合計で20万円以下の所得があったかた

【申告が不要なかた】

- ▶ 確定申告をしたかた
- ▶ 収入が給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されているかた
- ▶ 同一世帯のかたの申告書または給与支払報告書に、扶養親族として記載されているかた

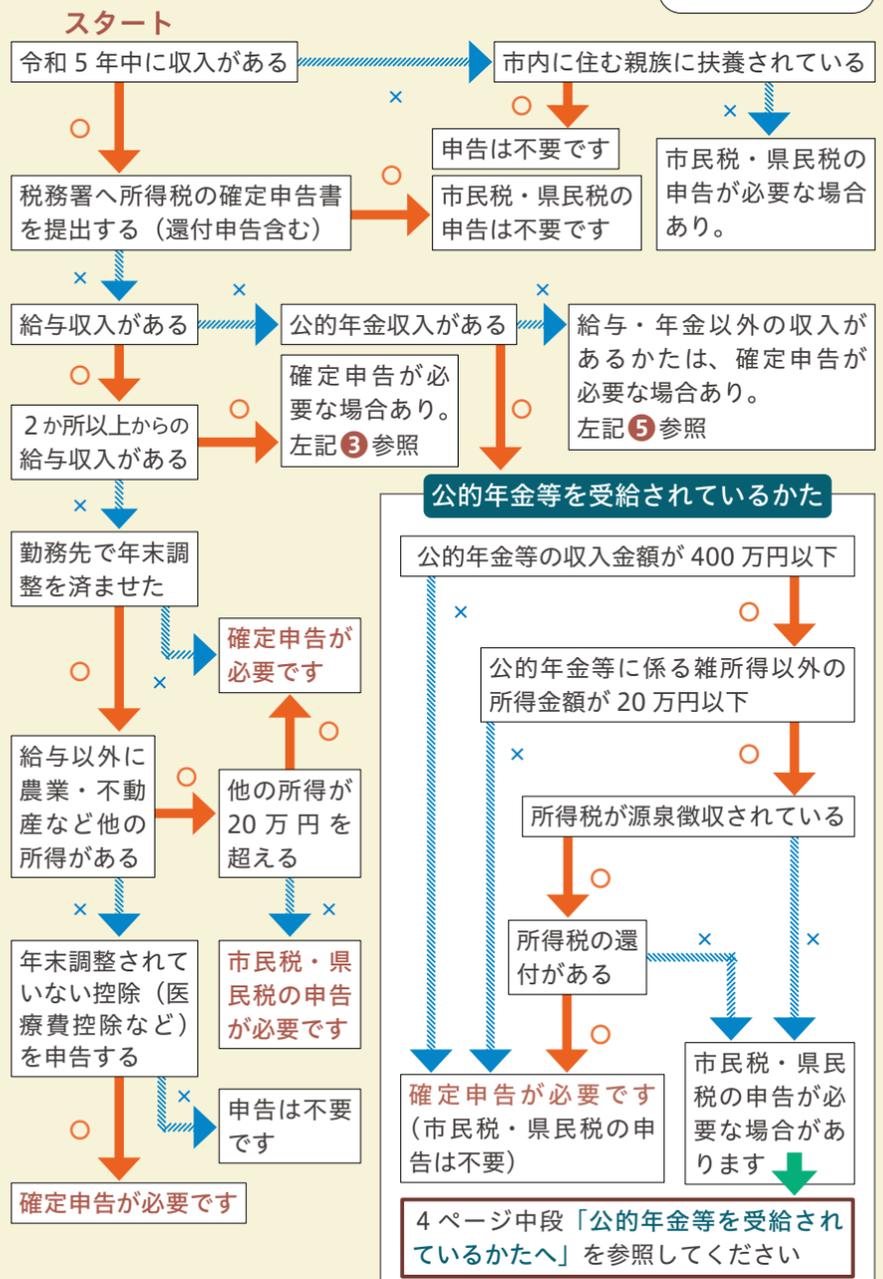
【申告することをおすすめするかた】

- ▶ 市外のかたに扶養されているかた
- ▶ 収入がなく、どなたにも扶養されていないかた
- ▶ 市民税・県民税について受けられる控除があるかた(天引き分以外の社会保険料控除、生命・地震保険料控除など)

図で確認!

あなたはどの申告が必要でしょうか?

☑ 令和6年1月1日に佐倉市に住居登録があるかた



※この図は一般的な事例です。当てはまらない事例や載っていない事例もありますので、不明な点は、市民税課へお問い合わせください



申告会場のご案内

申告書の作成相談を希望されるかたは、中央公民館またはイオンモール成田の会場をご利用ください。(会場により申告できる内容が異なります)

今年度からの 変更点

中央公民館での申告書作成相談会は事前予約制となります

【提出のみの場合は予約不要】

予約受付期間 2月1日(木)午前9時～希望日の3日前

予約方法 予約システムからご予約ください。電話・窓口での予約はできません。

■先着順のため早期に締め切ることがあります

■予約がないかたの相談はお受けできません。往復はがきでの予約受付は終了しました

■詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください



市・県民税申告、収入が「給与」「公的年金」のかたの令和5年分確定申告

◆中央公民館(佐倉市鎌木町198-3)【事前予約制】

日 2月16日(金)～3月15日(金) ※月・土・日曜日および祝日を除く

時 午前9時～午後3時30分(提出のみの場合も同じ)

※相談のかたは予約日時に来場してください

場 ▶相談・作成 1階大ホール ▶提出のみ 1階談話コーナー

【注意事項】

※市職員が対応するため、確定申告について受付できない内容があります(下記)

※必ず医療費控除の明細書を作成したうえでご来場ください。未作成の場合、予約時間内での受付が困難となるため、相談をお断りする場合があります

※期間中、市役所では申告書作成相談・提出をお受けできません

※感染症の拡大など、やむを得ない事情により、申告会場における作成や提出が縮小もしくは中止となる場合があります

中央公民館では作成できない確定申告の内容

下記に該当するかたは、イオンモール成田の会場をご利用ください。

- ▶給与・公的年金以外の収入 ▶住宅借入金等特別控除(年末調整済みのものは可)
- ▶ふるさと納税以外の寄附金控除 ▶営業・農業・不動産・利子・配当・譲渡・一時・退職所得▶雑損控除▶外国税額控除▶先物取引▶贈与税・消費税
- ▶準確定申告(亡くなられたかた・海外に転出されたかたの申告)▶令和4年分以前の申告▶その他、計算が複雑な申告や税務署の判断を要する内容の申告

中央公民館へのアクセス



- ▶京成佐倉駅南口 徒歩 25分
・路線バス「岩淵薬品本社前」下車徒歩 10分
- ▶JR佐倉駅北口 徒歩 25分
・路線バス「岩淵薬品本社前」下車徒歩 10分

確定申告、過年度の申告、準確定申告、贈与税・消費税の申告

◆イオンモール成田 2階「イオンホール」(成田市ウイング土屋 24)

原則、ご自身のスマートフォンで確定申告書等を作成していただきます

日 2月16日(金)～3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日(日)は開催

時 受付：午前9時～午後4時

※当日分の入場整理券を午前8時30分から配付します(午前9時までは立体駐車場3階で配付)。配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があります

【アクセス】

(バス)：京成成田駅中央口(西口)6番乗り場→千葉交通バス「イオンモール成田」行き乗車(約10分)

【注意事項】

▶午前10時までは、立体駐車場3階から連絡通路を通り、モール2階C入口から入場してください(開店時間前のため、他の入口はご利用できません)

▶会場開設期間中は、成田税務署に申告書作成会場はありません

▶申告書などの提出のみの場合は、成田税務署に直接持参するか、郵送で提出してください

●入場整理券について

入場整理券は、当日会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することができます。(国税庁公式LINEアカウントの友だち追加は右記から)



その他の作成済み申告書提出窓口 ※作成相談はできません

確定申告書

◆成田税務署(成田市加良部1-15)

日 1月4日(木)～3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

時 午前8時30分～午後5時

(時間外は収受箱に提出可)

市民税・県民税申告書

◆市内各出張所・派出所

日 1月26日(金)～3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

時 午前8時30分～午後5時15分

■申告期間中、市民税課窓口では申告書の提出不可(郵送提出のみ可)

◆市民サービスセンター(佐倉・西志津)

日 1月26日(金)～3月15日(金)

※月曜日、祝日を除く(土・日曜日は開庁)

時 午前9時～午後5時

確定申告に必要な書類など(持ち物)

中央公民館会場を利用される場合の持ち物を紹介しています。イオンモール成田など他の会場を利用される場合は、成田税務署 ☎ 0476-28-5151 にお問い合わせください。

申告されるすべてのかた		チェック
●本人確認書類(★)	マイナンバーカード (お持ちでないかたは個人番号確認書類 + 本人確認書類)	
その他の持ち物	▶ 予約日時のわかるもの【返信はがき または 申込完了通知メール】 ▶ 筆記用具・計算機	
申告内容で該当のあるかた		
■本人確認		
申告会場またはe-Tax を利用したことがあるかた	▶ 利用者識別番号と暗証番号がわかるもの ▶ 税務署から送付されたお知らせはがき	
代理人のかた(本人分以外の申告)	▶ 対象者(申告の名義人)の個人番号確認書類の写し ▶ 代理人の本人確認書類 ▶ 代理人確認書類【委任状など】	
■所得		
給与所得	令和5年分 給与所得の源泉徴収票	
公的年金に係る雑所得	令和5年分 公的年金等の源泉徴収票	
■控除		
社会保険料控除	令和5年中の社会保険料の支払額がわかるもの 【国民年金保険料の控除証明書/国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料の年間納付済額のお知らせまたは領収書/介護保険料の支払額がわかるもの(領収書)など】	
生命保険料控除・地震保険料控除	令和5年分 控除証明書	
配偶者(特別)控除・扶養控除	被扶養者(控除対象配偶者・扶養親族)の個人番号がわかるもの	
医療費控除・セルフメディケーション税制	▶ 令和5年分医療費控除の明細書・医療費通知 ▶ 令和5年分セルフメディケーション税制の明細書	
障害者控除	障害者手帳 または 障害者控除等対象者認定書	
寄附金控除(ふるさと納税)	寄附内容のわかるもの【受領証明書など】 ※ワンストップ特例を申請したかたも、申告をする場合は改めて寄附金控除の申告が必要です	
その他控除	控除の内容がわかる控除証明書などの書類	
■確定申告関連		
還付口座	振込先口座がわかるもの(申告者本人名義の口座)	
参考資料	▶ 昨年の確定申告の控え	

● 本人確認書類(★)

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、「個人番号確認書類」と「本人確認書類」の両方が必要です。

- ▶ 個人番号確認書類…通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のうちいずれか1つ
- ▶ 本人確認書類…運転免許証、保険証、パスポート、年金手帳、障害者手帳などのうちいずれか1つ

会場で申告相談・作成をする場合

各必要書類の原本を提示してください。

作成済み申告書の提出のみの場合

各必要書類の原本(本人確認書類は写し)を添付して提出してください。

※マイナンバーカードの写しは両面必要です

※提出のみの場合、源泉徴収票の添付は不要です

その他のお知らせ

◆「住民税に関する事項」の記載を忘れずに

確定申告書の第二表「住民税（・事業税）に関する事項」欄などに必要事項を記載しないと、市民税・県民税で控除などの適用が受けられないことがあります。

▶ **配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額**…上場株式などの配当所得、譲渡所得を申告するかたで、特別徴収された市民税・県民税がある場合は、その各金額を記載。

▶ **寄附金税額控除**…前年中に行った寄附が市民税・県民税の控除対象となる場合は、寄附金額を記載。ふるさと納税は「都道府県・市区町村への寄附（特例控除対象）」に寄附金額を記載。

※ワンストップ特例を申請したかたも、確定申告または市民税・県民税申告をする場合は、改めて寄附金控除の申告が必要です

▶ **退職所得のある配偶者・親族の氏名等**…前年中に退職手当等を有する配偶者または扶養親族について、退職所得を除いた合計所得金額が、配偶者は133万円以下、扶養親族は48万円以下で、市民税・県民税において配偶者（特別）控除または扶養控除等を受ける場合に氏名等を記載。

▶ **同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族**…「配偶者や親族に関する事項」覧に氏名等を記載。

※納税者本人の合計所得金額が1000万円（給与収入1195万円）を超える場合、同一生計で合計所得金額が48万円以下の配偶者は所得税の控除対象とはなりません、同一生計配偶者として記載することで、市が扶養状況を把握できます

◆公的年金等を受給されているかたへ

公的年金等の収入額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であり、所得税の還付を受けない場合、確定申告が不要であっても市民税・県民税申告が必要な場合があります。

▶ **公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除**（天引き分以外の社会保険料控除、生命・地震保険料控除など）がある場合

▶ **金額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合**

※扶養親族等申告書の未提出や未訂正により、扶養親族等の情報が反映されず、受給者の実態と異なっているケースが見受けられます。申告をしないと控除額が反映されずに税額計算されますので、源泉徴収票をご確認ください

◆国民健康保険などの被保険者とその家族のかたへ

佐倉市の国民健康保険の加入者とその世帯主、後期高齢者医療制度の被保険者とそのかたと生計を共にされている家族は、市民税・県民税申告が必要な場合があります。収入がなかったかた、収入が障害年金、遺族年金、雇用保険の失業給付金等の非課税所得のみだったかたは市民税・県民税申告が必要です。

申告をしないと、保険税（料）の軽減が適用されない、自己負担限度額が高くなる等の場合があります。保険税（料）などの算定について詳しくは担当課までお問合せください。

▶ **国民健康保険のかた** ☎ 484-6125

▶ **後期高齢者医療制度のかた** ☎ 484-6136

◆「要介護認定」を受けたかたに

税控除のための認定書を発行します

障害者手帳の交付を受けていないかたが要介護認定を受けた場合、税控除のための認定書を発行できます。確定申告（または年末調整）の際に認定書を添付することで、障害者控除を受けられる場合があります。 ※令和5年分の申告に用いる認定書は、令和5年12月31日時点での介護度を基準に判定します

☑ **要介護1～5に認定された65歳以上のかた**で、市で定めた一定の基準を満たすかた ※基準などはお問い合わせください

☑ **申請書**（介護保険課や各出張所で配布）を記入の上、郵送または持参で、〒285-8501 市役所介護保険課 ☎ 484-1771 へ

※審査後、該当する場合は申請者宛てに認定書を送付します

※申請書は、市ホームページからダウンロード可

◆医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要です

医療費控除の申告には、明細書を作成し、提出する必要があります。領収書の提出はできません。



医療費控除（またはセルフメディケーション税制の適用）を受ける場合は「医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の明細書」が必要です。領収書の提出による申告はできません。中央公民館で申告をされるかたは、あらかじめ明細書を作成のうえ来場してください。なお、医療保険者から交付された「医療費通知」（「医療費のお知らせ」など）を添付すると、その記載分については明細の記載を省略できます。

※医療費控除の明細書とは、医療を受けたかたの氏名や病院名、支払った金額などを記載するものです。様式は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）からダウンロードできます

※領収書は5年間保管してください（医療費通知を添付した場合は保管不要）

◆令和6年度からの税制変更について

▶ **上場株式等の配当等所得・譲渡所得等に係る課税方式の統一**
所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択できなくなります。

▶ **国外居住親族に係る扶養控除等の見直し**

国外に居住する30歳以上70歳未満の親族について、扶養の対象となる要件が厳格化されました（留学、障害者、38万円以上送金のいずれかに要該当）。

▶ **森林環境税（国税）の創設**

年額1000円が市民税・県民税の均等割と併せて課税・徴収されます。

※詳細は市ホームページ「令和6年度個人住民税における主な変更点について」（右記）をご覧ください



◆e-Taxでの確定申告

スマートフォンなどで申告書を作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」（右記）では、スマートフォン・タブレットなどから必要事項を入力することで、確定申告書などを作成できます。



便利なe-Taxをご利用ください

税務署に行かなくても、自宅のパソコンなどから申告書を提出できます。

▶ **申告書の送信方法**

・マイナンバーカード方式…マイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応スマートフォンまたはパソコンなどでICカードリーダーライタを使用

・ID・パスワード方式…ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）を利用

※e-Taxの使い方（操作方法）についてのお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901 または、成田税務署 ☎ 0476-28-5151（自動音声案内）へ

◆期限内に申告をしないと…

◆市民税・県民税の課税計算が遅れることで納期回数が少なくなり、1回の納付額が増える場合があります。

◆課税（所得）証明書などの税証明を発行できない場合があります。

◆国民健康保険税（料）や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい額を算出できず、軽減が適用されない場合があります。

◆国民年金（障害基礎年金・老齢福祉年金・保険料免除など）や各種福祉手当の所得調査ができません。

◆一定の期間内でないと、申告できない所得や控除があります。